

2 御職業	(差し支えなければ御記入ください。) 弁護士 (L & G被害対策弁護団 団長)
3 御意見	<p>株式会社エル・アンド・ジー（以下「L&G」と略します）とその関連会社による詐欺の概要と被害対策弁護団の取り組みを紹介し、問題点と必要な被害救済制度について意見を述べさせていただきます。</p> <p>第1 L&Gによる詐欺の概要</p> <p>L&G及びその関連会社は、健康食品・健康用品の販売等の事業を行っているとし、年利36%の高利回りの配当を約束して出資金を募り、最終的に破綻した。</p> <p>実際には、事業など資金運用の実態は全くなく、入会当初一時的になされる配当原資は、新規の会員からの出資金があてられる自転車操業に過ぎなかったという点は、他の集団的投資被害事件と全く異なる。</p> <p>L&G事件の特徴として、出資金を募るにあたって、各事業を実際に行っており多額の収益があるかのように有名学者に講演をさせるなどして偽装し、使っても減らないお金「円天」なる疑似通貨を利用して出資者を陶酔状態にさせ、著名芸能人を多数出演させるイベントを頻繁に行って集客に利用していたことが挙げられる。</p> <p>L&Gは、全国各地のホテルで月50回程度の高頻度で大々的な説明会を開き、新宿のヒルトンホテルで月2回行ったセミナーには全国から1000人以上の出資者が参加し、年2回行ったL&G全国大会では有名な学者の講演や著名芸能人の無料コンサートも行われ全国から5000人以上の出資者が参加していた。こうして被害者に疑いを持たせる暇を与えない大がかりな演出がなされた点が他の詐欺投資事案と異なる点である。出資者約3万7000名（その約92%が被害者）。管財人調査によると、L&Gへの総入金額は約2380億円であり、これは豊田商事事件の2000億円、全国八葉物流事件の1550億円を超える史上最大規模と云ってよい巨額詐欺事件である。</p> <p>なお、当弁護団は平成21年2月13日に仙石由人衆議院議員と面談して状況と問題点を説明するなどしている。また同年3月26日には衆議院消費者問題に関する特別委員会（同国会で消費者庁設置法案等が可決された）にて副団長が参考人として意見陳述している。</p> <p>第2 事件の推移</p> <p>平成19年10月3日に出資法違反容疑で被害届の出ている警察の合同捜査本部がL&G本社に捜索・差押えに入り、一挙に問題が顕在化した。同年1</p>

0月10日に当弁護団が結成された。その後の状況は、以下のとおりである。

- 平成19年10月31日 L&G及び会長波和二に対して破産申立
- 11月2日 東京地裁による保全管理命令
- 11月26日 同地裁によるL&Gの破産手続開始決定
- 平成20年1月10日 同地裁による波和二の破産手続開始決定
- 5月16日 当弁護団が著名タレント、学者、上位会員を相手に損害賠償訴訟を提訴
- 平成21年2月5日 詐欺の疑いで波和二ら22名が警視庁に逮捕される
- 2月26日 22名が組織犯罪処罰法違反で起訴される
- 平成22年3月18日 波和二に懲役18年の実刑判決が言渡される
ほか全員地裁レベルで有罪判決が下されている

第3 財産回収状況

現在までに4回の債権者集会が行われたが、現時点での財団残高は約2億5000万円の残高であり、極めて低い配当が予想される。

管財人は、段ボール箱5000箱に及ぶ捜査押収資料を還付されしだい順次分析しており、国税からの源泉徴収税の還付を主目的として元従業員に対する不当利得返還訴訟の準備を進めている。

当弁護団では、上記損害賠償訴訟について15回の期日を重ね進行中であるとともに、新たな上位会員への訴訟の準備をしている。また、L&Gに協力した学者等と順次和解を進め、被害金の回収に努めている。

しかし、管財人としても弁護団としても、非常に地道で困難な作業に直面し日々それをこなしているものに他ならない。

第4 問題点と意見

1 被害拡大の迅速な防止

(1) ■代表者の身柄確保

本事件では波和二は無事逮捕されたが、近未来通信事件などにおいては元社長が海外へ逃亡し、多額の金を持ち逃げしたとされ、被害回復の大きな障害となっている。

詐欺の疑惑が持ち上がった場合には、少なくとも国外逃亡をさせないような措置を早急に講じうる制度が求められる。

(2) ■問題の早期発見と集団的被害回復への早期転換

投資詐欺被害事件での弁護団の役割はもちろん被害回復であるが、弁護団対

応以前の個別的な提訴・被害回復から集団的救済への早期転換が大きな意味を持つ。すなわち、個別に弁護士に頼んだ早い者勝ちの被害回復から、集団的平等救済への移行である。被害規模が大規模となる場合には紛争自体が公共性を帯びるため、平等の観点からも早期の集団的被害回復が必要となる。さらに破産申立て以外の新たな方法による迅速な加害者の資産凍結（破産の場合の保全管理命令では申立て対象者へ送達ができないと効力が生じないからである）、及び被害拡大の阻止が必要である。

なお、破産手続を求める場合、東京地裁では予納金がたとえば約3000万円と高額で破産申立てに踏み切れない事件も多く見られる（VIV 弁護団など）。また、たとえ些少といえど弁護士報酬を得る見込みが全くないため弁護団そのものが立ち上げられないケースも多い（アフリカンパートナー、アフリカントラストなど。すでに国民生活センターが3月18日に実名公表しているが弁護団は組織されていない）。国の申立てによる保全制度、国の申立てによる破産制度、解散命令の積極的活用、ほか、公共的視点からの公的な集団的被害回復制度が必須である。

（3） ■ マルチ商法の端緒の迅速な発見

L & G の場合、出資者を株主として出資法違反から逃れようとしたが、一斉捜索により問題が顕在化した。しかし、その時点ではすでに資金は波和二などが浪費した後であり、被害回復は不可能な状態であった。上記（2）と関連するが、マルチ商法の端緒を迅速につかみ集団的被害回復をおこなう制度が必要である。

そのため「配当」の不払いに関する相談、訴訟の情報（訴訟の情報収集までは消費者センターでも弁護士会でも行っていない）が1箇所集中するような仕組みを作る必要がある。

2 違法収益の吐き出しと被害者への還付等

（1） ■ 税金等

L & G 事件でも、過去の同様の詐欺事件と同様、税金徴収が財団の配当に優先すること、源泉徴収の還付を受けることが困難であること等が被害回復の障害となっている。

もともと、管財人が回収した財産は、全て被害者が詐取された金銭である。これについては税金よりも被害者に対する弁償が優先されるべきである。本件のような詐欺事件において、破産法の規定が形式的に適用され、税金等が優先的に徴収されることは疑問である。

また、L & G が従業員の給与や、違法な売り上げから源泉される等して納め

た税金もやはりもともと全て被害者が詐取された金銭である。先に述べたように管財人は給与からの源泉につきその返還を税務当局から受けるために極めて地道な努力をしているが、本来、管財人からの不当利得返還訴訟のような手数をかけずとも、速やかに被害者に返還されるべき金銭である。違法な売り上げからの源泉については還付を受ける術すらないが、やはり速やかに被害者に返還されるべき金銭である。

これらと同様の問題は、豊田商事事件をはじめとする過去の詐欺破産事件においても、繰り返し発生してきた。これには、税金を被害者救済に優先させる破産法などの現行の法文に最大で根本的な問題があり、早急に改正されるか特別法が整備されるべきである。

(2) ■財産凍結と、違法収益の吐き出し

資産凍結、被害拡大の阻止、被害回復のためには、破産以外の新たな制度が不可欠である。上記1(3)で述べた「情報を集中させる機関」に、業務内容報告命令、業務停止命令、財産の凍結、役員海外逃亡禁止等の保全措置を図る権限が与えられる必要がある。この点については、消費者庁に対して大いに期待している。

なお、消費者庁には、消費者被害事件について、補充的に所管するだけでなく、他省庁の所管である可能性がある場合であっても、その省庁が動かない場合には積極的に行動するか、その省庁へ行動を促すという積極的態度を期待する。

3 その他の問題点

(1) ■広告塔の責任

本件は、著名芸能人・学者を出演させる盛大なイベントを頻繁に行っていたことに特色がある。また、本件以外にも集団的消費者被害事件に有名人が広告塔として関与し、マスコミをにぎわせることは多い。しかし、広告塔となった有名人に賠償責任を認めた判例は地裁レベルに一例あるだけである。違法な投資詐欺であることを知り、あるいは知り得べくして関与した有名人について、何らかの責任を問うる、あるいは举证責任を転換する法制度はできないものであろうか。有名人の活動に萎縮効果をもたらす制度は厳に慎むべきは無論であるが、広告塔にも相応の注意喚起を促す制度はできないであろうか。

(2) ■繰り返される「加害者」と「被害者」

L&Gの会長波和二是1950年代にアメリカで誕生したマルチ商法を初めて日本に持ち込んだマルチ商法業界の超大物であった。永年、波とともに活

動して来た寺嶋惇、「経済革命倶楽部」の放馬茂など、詐欺罪での逮捕歴のある者も多かった。L&G事件はこれらマルチの常習者が互いのコネを使い行った犯罪であった。中でも「L&Gを設立したころには社長をやってもらっていた」L&G初代社長である佐伯万寿夫は、後にリッチランド事件で約500億円の金を集め平成19年1月には詐欺罪で逮捕されている。

このように、マルチの常習者は刑務所出所後再びマルチ犯罪を行う例が多く、これを防ぐため、さらなる厳罰と、マルチが儲からないことを思い知らせる違法収益剥奪措置が必須である。

また、現在ではネットワーカーと呼ばれることの多い「上位会員」は、それぞれのコネを用いて、別のマルチの上位会員にもなり、膨大な収益を上げることがよくある。これへの損害賠償請求は、直接のつながりのない下位会員（被害者）の場合、因果関係の立証の問題で極めて困難であり、当弁護団もこの困難に直面している。

このような上位会員に対しても迅速に違法収益を剥奪しうる新しい措置が必須である。

また、被害者についても、A事件とB事件の被害者が同じということがよくある。ワールドオーシャンファームとL&Gでは顧客の奪い合いをやっていたとの報道もある。被害者についても、このようなマルチ商法に巻き込まれることのないよう、特にだまされやすい高齢の婦人等への被害防止のための消費者教育の充実はもちろん（厚生労働省や文部科学省に任せるばかりでなく）、消費者市民社会の実現へ向けた全世代にわたる消費者教育が必要である。